

# 法人県民税・事業税・地方法人特別税の 税率について

(平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に開始する事業年度用)

## 外形標準課税の拡大

平成27年度の税制改正の一環として、成長志向に重点を置いた法人税改革に伴い、法人事業税の外形標準課税が拡大されました。

### 制度の概要

#### (1)法人事業税の改正(対象：外形標準課税対象法人)

- ・付加価値割の税率：0.48% → **0.72%** 資本割の税率：0.2% → **0.3%**  
(所得割の税率ほか詳しくは裏面をご覧ください)
- ・所得割の税率引下げに伴い、地方法人特別税(国税)の税率を引き上げます。(所得割額の67.4% → 93.5%)

#### (2)資本割の課税標準及び法人住民税均等割の税率区分の基準の見直し

- ・資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、**資本金と資本準備金の合計額**を資本割の課税標準とします。
- ・法人住民税均等割の税率区分の基準である資本金等の額を**資本割の課税標準に統一**します。

#### (3)法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人に給与増加分の負担を軽減

- ・「控除対象給与等支給増加額」を付加価値割の課税標準から控除し、増加額に係る付加価値割額を実質的に税額控除

#### (4)負担増となる法人のうち、事業規模が一定以下の法人について、2年間に限り負担増となる額を軽減

- ・付加価値額が**30億円以下**の法人：負担増となる額の**2分の1**を軽減
- ・付加価値額が**30億円超40億円未満**の法人：負担増となる額に**2分の1から0の間の率**を乗じた額を軽減

### 予定申告について

平成26年10月1日以後開始する最初の事業年度については、法人税割の税率改正及び地方法人特別税・譲与税の規模縮小に伴い、経過措置が設けられています。

#### ○平成26年10月1日以後開始する最初の事業年度

<法人県民税> (前事業年度の法人税割額 ÷ 前事業年度の月数) × **3.8**

<法人事業税> (前事業年度の法人事業税額(割ごとの額) ÷ 前事業年度の月数) × **7.5**

<地方法人特別税> (前事業年度の地方法人特別税額 ÷ 前事業年度の月数) × **4**

#### ○次年度以降

<法人県民税> (前事業年度の法人税割額 ÷ 前事業年度の月数) × **6**

<法人事業税> (前事業年度の法人事業税額(割ごとの額) ÷ 前事業年度の月数) × **6**

<地方法人特別税> (前事業年度の地方法人特別税額 ÷ 前事業年度の月数) × **6**

# 法人県民税

## ◎ 法人税割

区 分	税 率
1. 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	4.0 100
2. 法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円を超える法人	
3. 保険業法に規定する相互会社	
4. 上記以外の法人	3.2 100

(注) 上記1～3について、平成33年3月31日までに終了する事業年度まで適用になります。

## ◎ 均 等 割

平成19年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度から標準税率の均等割額に紀の国森づくり税（標準税率の均等割額に5%を乗じて得た額）を上乗せして納めていただきます。

法人の区分	法人県民税均等割額		
	標準税率	紀の国森づくり税	合 計 額
1. 次に掲げる法人 イ 公共法人及び公益法人等 ロ 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの） ハ 一般社団法人（非営利型法人を除く）及び一般財団法人（非営利型法人を除く） ニ 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除く） ホ 資本金等の額が1,000万円以下の法人	年額 20,000円	年額 1,000円	年額 21,000円
2. 資本金等の額が1,000万円を超え、1億円以下の法人	年額 50,000円	年額 2,500円	年額 52,500円
3. 資本金等の額が1億円を超え、10億円以下の法人	年額130,000円	年額 6,500円	年額136,500円
4. 資本金等の額が10億円を超え、50億円以下の法人	年額540,000円	年額 27,000円	年額567,000円
5. 資本金等の額が50億円を超える法人	年額800,000円	年額 40,000円	年額840,000円

①「資本金等の額」とは、地方税法第23条第1項第4号の5で定める額で、平成27年4月1日以後開始の事業年度から、無償増減資等の金額を加減算する措置を講じ、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、資本金と資本準備金の合計額が均等割の税率区分の基準となります。

②保険業法に規定する相互会社の均等割は、純資産額で区分します。

# 法 人 事 業 税

## 【法人事業税の外形標準課税について】

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（所得に対し課税されている法人に限ります。また、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社を除きます。）が対象です。御理解と御協力をお願いします。

なお、制度の詳細につきましては、和歌山県のホームページをご参照いただくか、和歌山県税事務所へお問い合わせください。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/>

法人区分	課税標準	税	率	
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	付加価値額	付加価値割	$\frac{0.72}{100}$	
	資本金等の額	資 本 割	$\frac{0.3}{100}$	
	所 得	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	$\frac{1.6}{100}$
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	$\frac{2.3}{100}$
			所得のうち年800万円を超える金額 軽減税率不適用法人（※）	$\frac{3.1}{100}$
	資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人、公益法人等及び投資法人等	所 得	所得割	所得のうち年400万円以下の金額
所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額				$\frac{5.1}{100}$
所得のうち年800万円を超える金額 軽減税率不適用法人（※）				$\frac{6.7}{100}$
特別法人（※）	所 得	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	$\frac{3.4}{100}$
			所得のうち年400万円を超える金額 軽減税率不適用法人（※）	$\frac{4.6}{100}$
電気供給業 ガス供給業 保 険 業 を営む法人	収入金額	収 入 割	$\frac{0.9}{100}$	

※軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。

※以前の税率につきましては、和歌山県税事務所へお問い合わせください。

※特別法人とは、農業協同組合、信用金庫、医療法人などをいいます。

## 地方法人特別税（国税）

地方法人特別税	課税標準		税率（%）
	外形標準課税法人（※）の基準法人所得割額		93.5%
	外形標準課税法人以外の法人の基準法人所得割額		43.2%
	収入金額課税法人の基準法人収入割額		43.2%

※外形標準課税法人とは資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人をいいます。

## お問合せ先

名称	所在地	管轄区域・電話番号
和歌山県税事務所 事業税課法人グループ	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 (県庁南別館5F)	和歌山県内市町村全域  (073) 441-3397

## 申請書ダウンロードサービス

法人の事業開始申告書・変更等申告書・更正の請求書・見込納付連絡票・和歌山県内に有する事務所又は事業所の所在市町村調査票及び法人二税納付書の各様式を和歌山県のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

## 申告納付は期限内に適正に行いましょう。

期限後確定申告については、不申告加算金（法人事業税に係る申告税額の15%等）、修正申告等が必要となった場合は、過少申告加算金（法人事業税に係る不足税額の10%等）又は重加算金（法人事業税に係る不足税額の35%等）の対象となりますので申告は期限内に適正に行ってください。

また、納付についても、法定納期限の翌日以降は延滞金の対象となります。

(注)

確定申告期限の延長の特例を適用している場合についても、本来の納期限の翌日以降の納付は延滞金の対象となります。